

法政大学研究科長会議規程

規定第1185号

一部改正 2015年 6月 4日 2016年 4月 1日
2018年 4月 1日 2019年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院学則第8条及び法政大学専門職大学院学則第9条に定める研究科長会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 会議の構成員は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 総長
 - (2) 大学院を担当する副学長
 - (3) 研究科長
- 2 総長は、議事の必要により教育支援本部担当理事及びその他の理事、FD推進センター長及び大学評価室長等の出席を求めることができる。
- 3 総長は、必要により、研究科長以外の専攻主任等の出席を求めることができる。
- 4 総長は、第1項の構成員がやむを得ない理由で出席できないときは、代理出席を認めることができる。

(議長・副議長)

第3条 会議は総長が招集し、議長となる。

- 2 議長は会議を統括し、議事進行を行う。
- 3 総長は、前条第1項第2号に定める大学院を担当する副学長に議長の職務を代行させることができる。
- 4 議長は、議長を補佐するため、研究科長の意見を聴取し、研究科長の中から副議長を選任することができる。

(定例及び臨時の会議)

第4条 会議は定時に開催する。ただし、総長は、必要がある場合は臨時に開催することができる。

- 2 総長は、3分の1以上の研究科長から第5条に定められた事項に関し理由を明示して請求があったときは、臨時に会議を招集しなければならない。

(議事)

第5条 会議は、次の事項に関する審議、議決及び連絡を行う。ただし、第3号については、研究科教授会又は博士論文審査委員会の事前の審議を必要とする。

- (1) 大学院における研究教育の基本的事項
- (2) 大学院に共通する事項
- (3) 大学院学則、専門職大学院学則及び大学院に関する規程の制定、改廃に関する事項
- (4) その他大学院に関する重要事項

(定足数)

第6条 会議は、第2条第1項の構成員（代理出席者を含む。）の5分の4以上の出席をもって成立する。

(議決)

第7条 会議において議決を必要とする場合は、第2条第1項の構成員（代理出席者を含む。）の3分の2以上による。

(記録)

第8条 会議の議事については議事録をつくり、次回の会議において確認するものとする。

(事務)

第9条 会議の事務は大学院事務部大学院課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、会議の議を経て総長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015年6月4日から一部改正し、施行する。
- 3 この規程は、2016年4月1日から一部改正し、施行する（規程名称の変更を含む）。ただし、第2条第4項の議長代行者については2015年度中に指名できるものとする。
- 4 この規程は、2018年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、2019年4月1日から第1条及び第5条を一部改正し施行する。

(追52)